

(参考)

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う市施設の運営方針（令和3年5月12日から）

1 方針

令和3年5月12日付で本市に「まん延防止等重点措置」が適用となることに伴い、県は「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」において、県民に対し、生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動、混雑している場所・時間を避けて行動する等、行動の自粛を要請している。

また、市内においても、新規感染者数が増加傾向にあることから、継続して感染者数の急増に警戒する必要がある。これを受け、市施設においては、下記のとおり措置を実施する。

2 時間短縮について

(1) 期間

令和3年5月12日から県が発出したまん延防止等重点措置が解除されるまでの期間

(2) 時短対応施設

時短対応施設一覧表のとおり

(3) 予約について

上記期間中の対応は以下のとおり

- ・20時以降の新規予約および20時をまたいだ時間帯の新規予約は受け付けない。（例：18：00～21：00の時間帯での新規予約は不可）
- ・5月11日現在で、既に予約があるものについては、当初の予約のとおり利用可能とする。
- ・時短対応に基づくキャンセル及び自粛によるキャンセルについては、キャンセル料やペナルティーを科さないとともに、料金収納済みの場合は還付に応じる。

3 施設における酒類の提供等について

全公共施設内の食品衛生法に基づく許可を受けた飲食店等において、酒類の提供を終日禁止する。また、前記以外の施設内店舗における酒類の販売については、見合わせるよう働きかけを行う。併せて、施設内での集団での飲酒など感染リスクの高い行動についても、注意喚起や自粛するよう働きかけを行う。

4 施設への入場整理について

大規模な集客施設において、施設内に混雑が生じることのないよう、集客に応じた入場制限などの「入場整理」を徹底する。